

資料編

(目次)

- 1 熊本県における被害状況シミュレーション等…………… 資 - 1
- 2 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化の状況…………… 資 - 13
- 3 緊急輸送道路について…………… 資 - 14
- 4 関係法令等…………… 資 - 17
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）…………… 資 - 17
 - (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）…………… 資 - 29
 - (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針…………… 資 - 36
- 5 熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会…………… 資 - 45

1 熊本県における被害状況シミュレーション等

(平成 24 年度第 2 回「熊本県地域防災計画検討委員会」(平成 25 年 3 月 11 日)資料をもとに作成)

■ 県内における過去の主な地震・津波

熊本県で発生した主な地震を以下に整理します。

【熊本県で発生した主な地震】

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744年6月6日 (太平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	田地290町、民家流出470軒、死者1,520名。 ■ 県内の津波波高：不明
1619年5月1日 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625年7月21日 (寛永2)	熊本	M5~6	地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約50。
1707年10月28日 (宝永4)	南海トラフ	M8.6	宝永地震。これまでに発生したわが国最大級の地震の一つ。九州東部から駿河湾沿岸域までが震度6強から6弱相当になったと推定され、場所によっては震度7相当になった可能性もあるとされている。また、津波による大規模な被害も発生した。被害は、全体で少なくとも死者2万、潰家6万、流出家2万。 ■ 県内の津波波高：0.5~1.0m(八代市)
1723年12月19日 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	肥後で倒家980、死者2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。
1769年8月29日 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.3/4	延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。
1792年5月21日 (寛政4)	雲仙岳	6.4	前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山(眉山：天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km ³ が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。 ■ 県内の津波波高：10~20m程度
1828年5月26日 (文政11)	長崎	M6.0	出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。 ■ 県内の津波波高：不明
1854年12月24日 (安政1)	南海トラフ	M8.4	安政南海地震。被害は中部地方から九州地方にかけての広い範囲に及んだが、前日の安政東海地震による被害と区別できないものも多くなる。
1889年7月28日 (明治22)	熊本付近	M6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半壊138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。柳川地方でも潰家60余。肥後・筑後地方で強震。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘	M7.2	日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者2・負傷18、家屋全壊27・半壊32。その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な被害。九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約1m。船舶の転覆流失あり。
1946年12月21日 (昭和21)	南海トラフ	M7.9	南海地震。安政南海地震と同じ地域を震源域として発生したプレート間地震。被害は、中部地方から九州地方にまで及び、全体で死者・行方不明者1,443名、負傷者3,842名、住家全壊約9千などであり、その他多数の流失や焼失した家屋があった。
1960年5月24日 (昭和35)	南米チリ沖	M8.1/4 ~8.1/2	23日4時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に襲来して被害を生じた。大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日8時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。本渡市床上浸水3戸、床下浸水3戸下長尾扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断 ■ 県内の津波波高：不明
1975年1月23日 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山(崖)崩れ15。最大震度V：阿蘇山。
2010年2月27日 (平成22)	南米チリ沖	M8.8	■ 県内の津波波高：20cm(天草市本渡港)(人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし)
2011年3月11日 (平成23)	三陸沖	M9.0	■ 県内の津波波高：70cm(天草市本渡港)(人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし)
2011年10月5日 (平成23)	熊本地方	M4.4	住家の一部破壊 最大震度5強(菊池市旭志)。
2016年4月14日 (平成28)	熊本地方	M6.5	熊本地震前震 最大震度7(益城町) 熊本県下で被害大(計画本文参照)
2016年4月16日 (平成28)	熊本地方	M7.3	熊本地震本震 最大震度7(益城町、西原村) 熊本県下で被害大(計画本文参照)

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものに平成 28 年熊本地震の前震及び本震を加えたものです。)

地震動解析

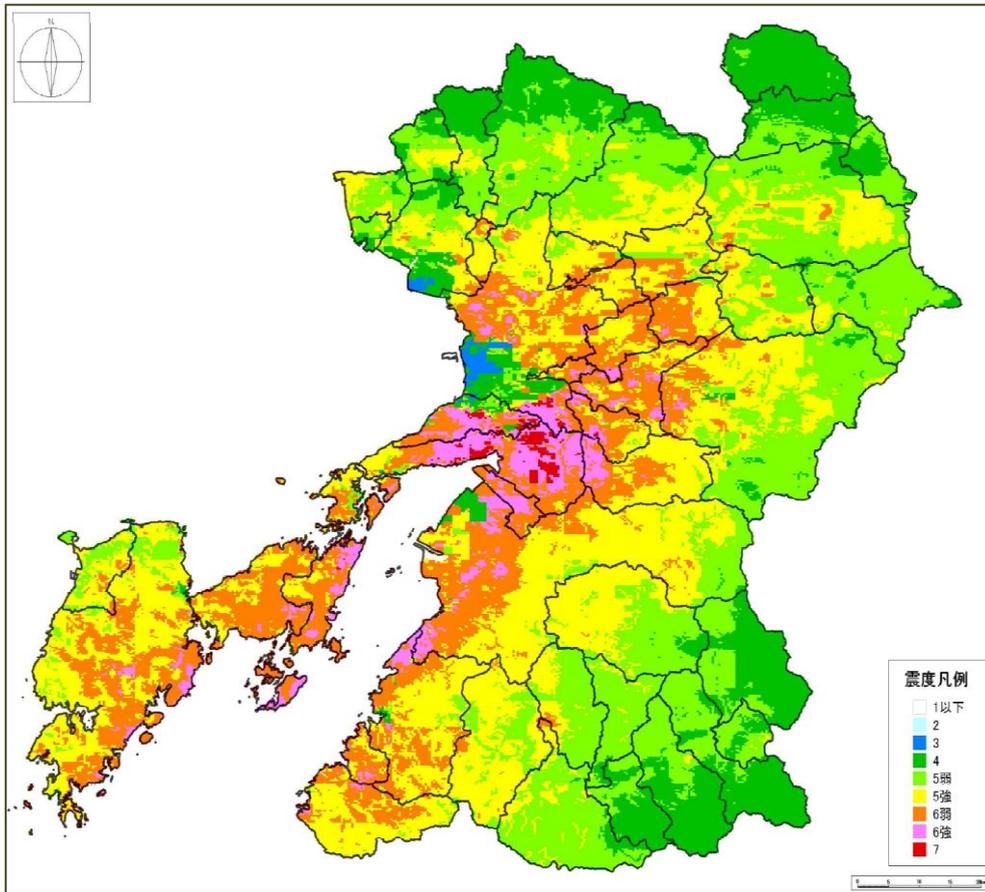
① 熊本県内の想定震度

市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の運動型 (注2)				別府・万年山断層帯 (注2)		人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 (南東部)	最大値	南海トラフ (内閣府発表 最大値)
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
(熊本県庁)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(5 強)	(-)
熊本市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	6弱	7	5 強
八代市	7	6強	6強	6強	4	4	6弱	5強	5弱	7	5 強
人吉市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	7	5強	4	7	5 強
荒尾市	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	6弱	6弱	5 弱
水俣市	6強	6強	6強	6強	3	3	5強	6強	4	6強	5 強
玉名市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	5弱	4	4	6弱	6弱	5 強
山鹿市	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	4	4	5強	6弱	5 強
菊池市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	5 強
宇土市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	7	5 強
上天草市	7	7	7	7	4	4	5弱	5弱	5強	7	5 強
宇城市	7	7	7	7	5弱	5弱	5強	4	5強	7	6 弱
阿蘇市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	6 弱
天草市	7	7	7	7	4	5強	5強	5強	5強	7	5 強
合志市	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
美里町	7	6強	6強	6強	5弱	5弱	6弱	4	5弱	7	5 強
玉東町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5 弱
南関町	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	5強	5強	5 弱
長洲町	5強	5強	5強	5強	4	4	4	4	6弱	6弱	5 強
和水町	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	4	4	5強	6弱	5 強
大津町	6弱	6弱	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
菊陽町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
南小国町	5弱	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
小国町	4	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
産山村	5弱	5強	5強	5強	6弱	6弱	4	3	4	6弱	5 強
高森町	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	5弱	4	4	6弱	6 弱
西原村	6弱	6強	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
南阿蘇村	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	4	5弱	6弱	5 強
御船町	6強	6強	6強	6強	5強	5弱	5弱	4	5弱	6強	5 強
嘉島町	6強	6強	6強	6強	4	4	5弱	4	5弱	6強	5 強
益城町	6強	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	7	5 強
甲佐町	7	7	7	7	4	4	5弱	4	5弱	7	5 強
山都町	6強	6強	6強	6強	5強	5強	5強	4	5弱	6強	6 弱
氷川町	7	6強	6強	6強	4	4	5強	4	5弱	7	5 強
芦北町	7	7	6強	6強	5弱	4	5強	6弱	5弱	7	5 強
津奈木町	6強	6強	6強	6強	4	4	5強	6弱	4	6強	5 強
錦町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	5弱	4	7	5 強
多良木町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
湯前町	5強	5強	5強	5強	4	4	6強	4	4	6強	6 弱
水上村	5弱	5弱	5弱	5弱	4	3	6強	4	4	6強	6 弱
相良村	5強	5強	5強	5強	3	3	7	4	4	7	5 強
五木村	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	6弱	4	4	6弱	5 強
山江村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	3	6強	4	4	6強	5 強
球磨村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	6弱	5強	4	6弱	5 強
あさぎり町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
苓北町	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	4	5弱	5弱	6弱	5 弱

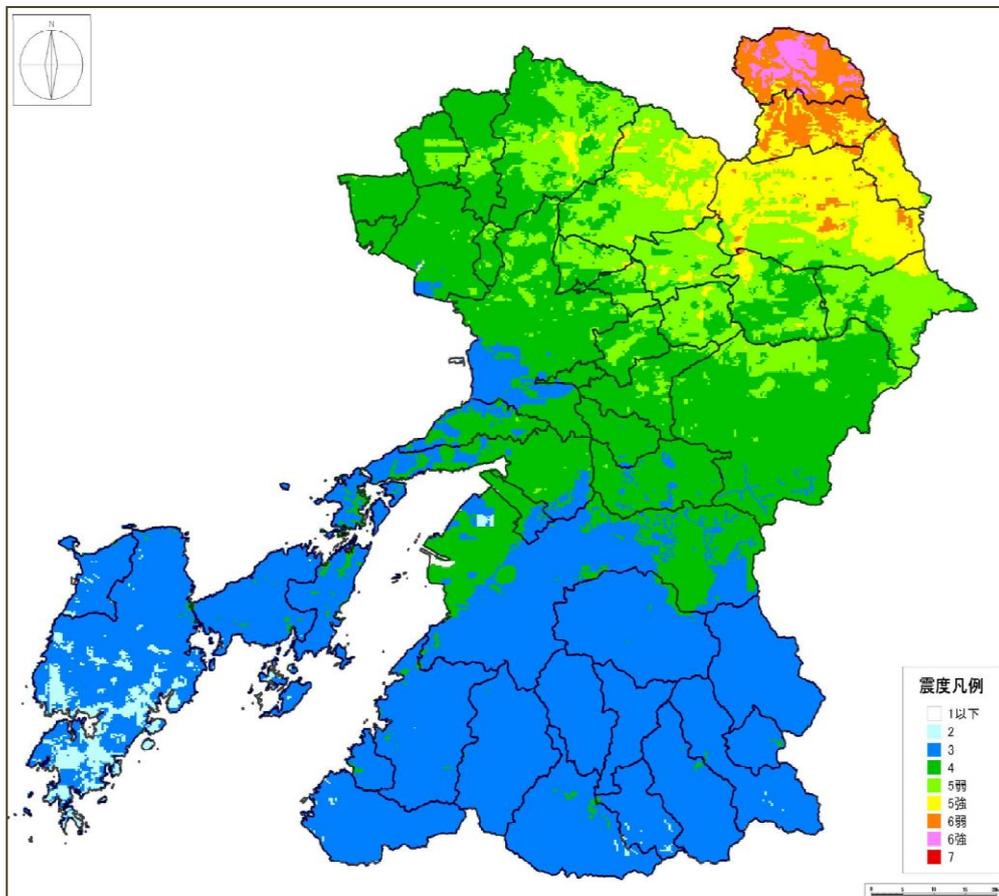
注1) 着色箇所は、各市町村において最大震度となるケース

注2) 布田川・日奈久断層帯と別府・万年山断層帯は、J-SHIS(独立行政法人 防災科学技術研究所)が定める、各破壊開始点別のケースを検討

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

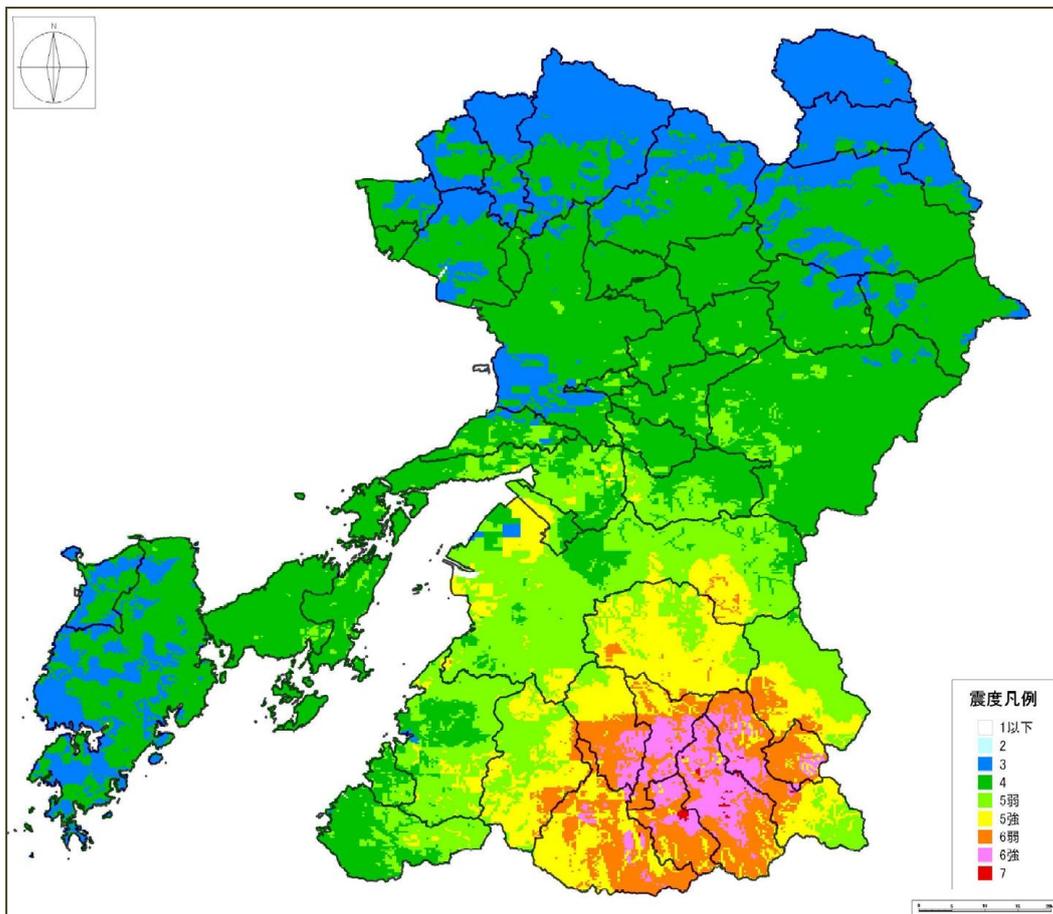


【震度分布図(布田川・日奈久断層帯(中部・南西部 連動))[ケース 3]】

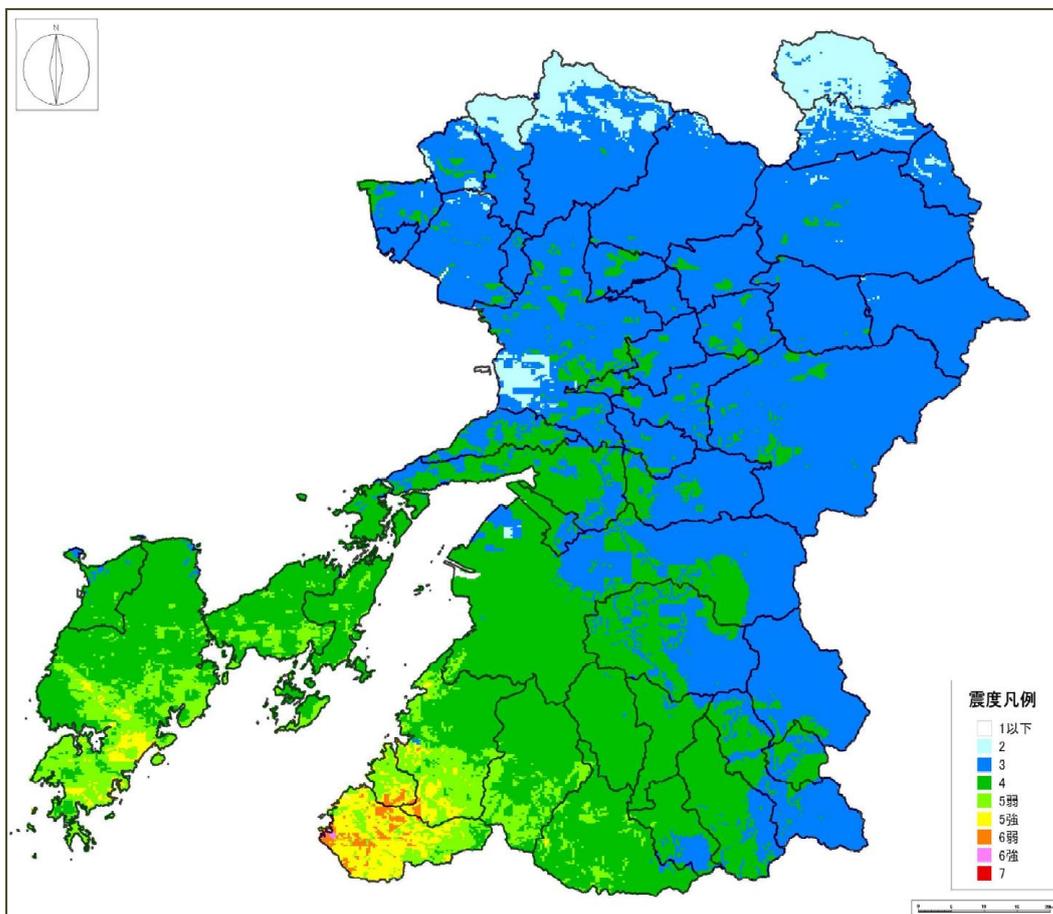


【震度分布図(別府・万年山断層帯)[ケース 2]】

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

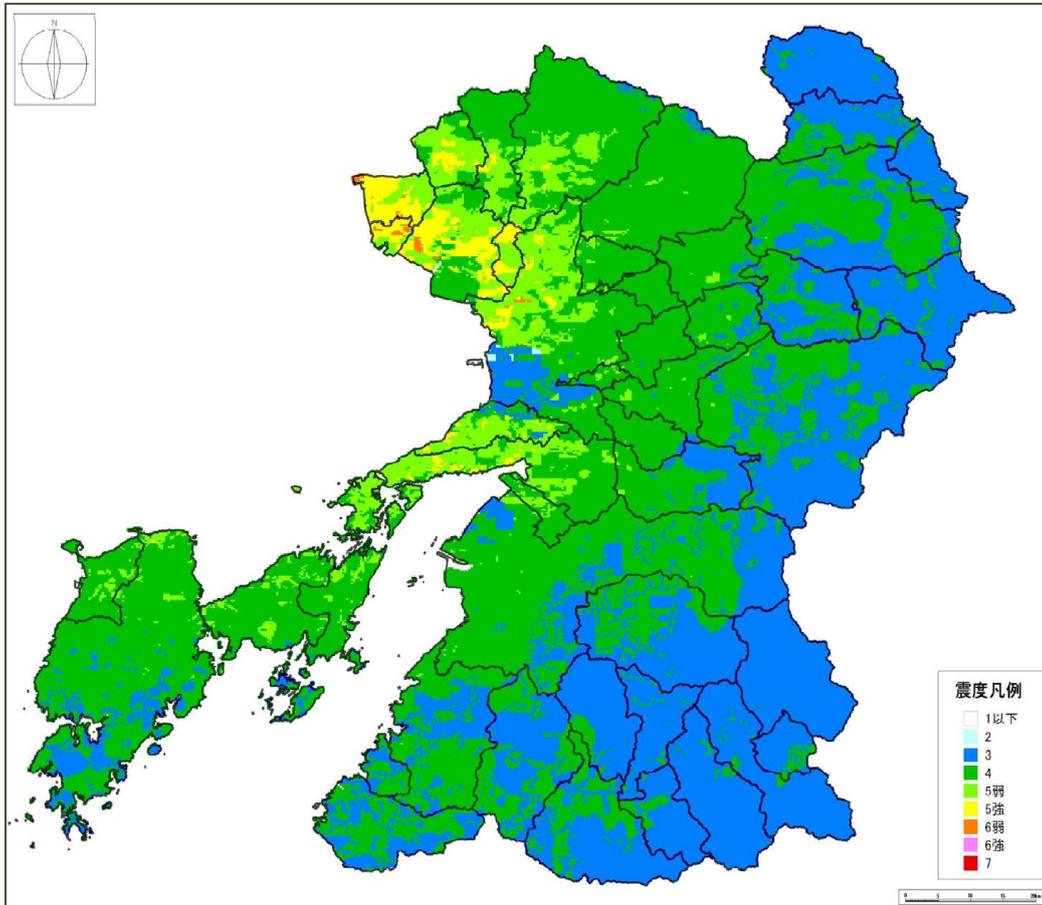


【震度分布図(人吉盆地南縁断層)】

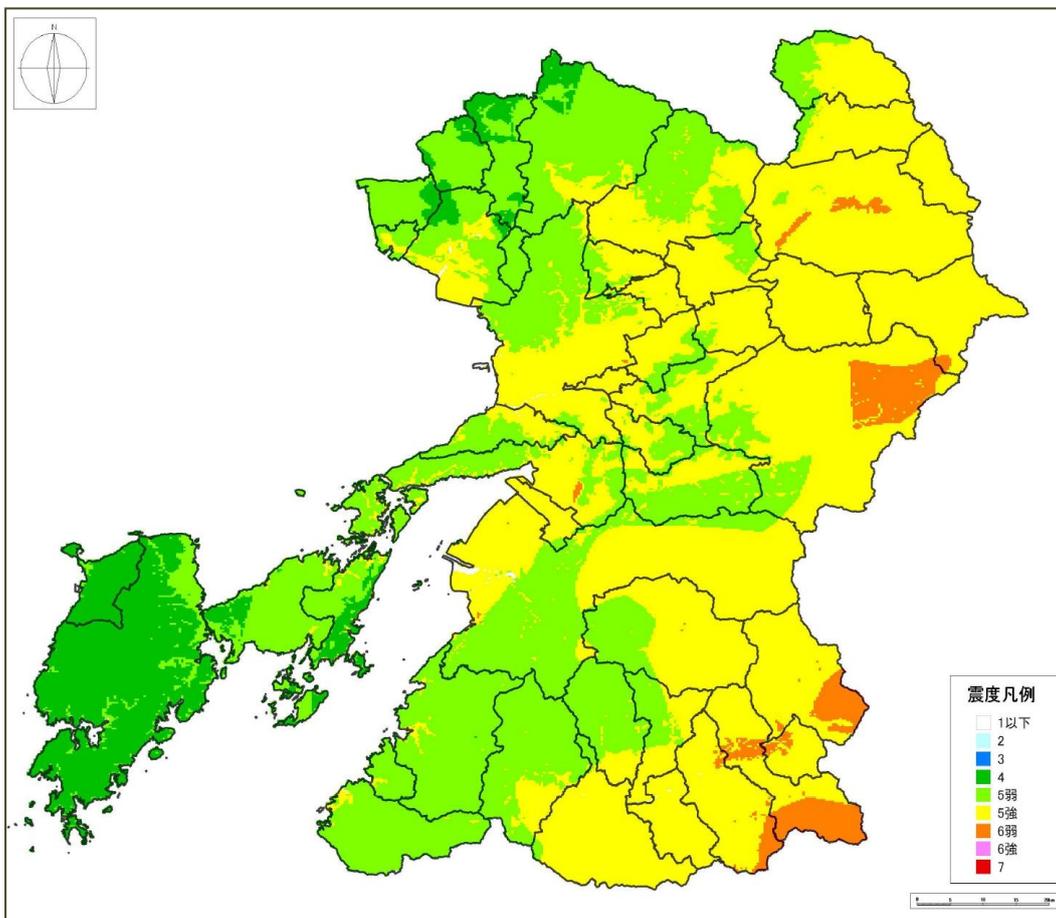


【震度分布図(出水断層帯)】

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)



【震度分布図(雲仙断層群(南東部))】



【震度分布図(南海トラフ(内閣府発表最大値))】

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

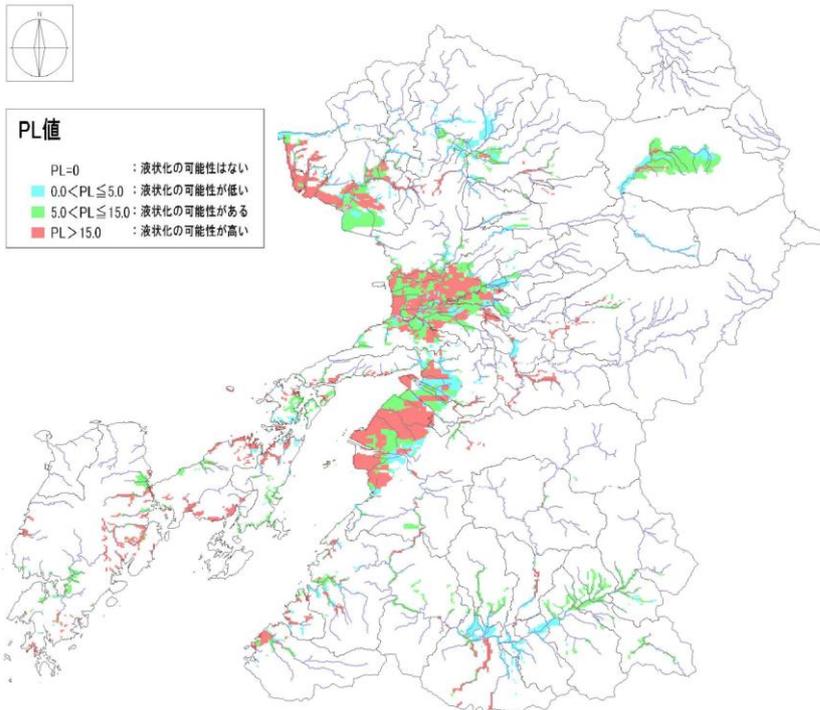
【液状化分布図】

「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」です。



PL値

- PL=0 : 液状化の可能性はない
- 0.0 < PL ≤ 5.0 : 液状化の可能性が低い
- 5.0 < PL ≤ 15.0 : 液状化の可能性がある
- PL > 15.0 : 液状化の可能性が高い



※ 本液状化分布図は、検討対象地震毎に得られた地震動の結果を1枚に総括したもので、液状化の可能性が高い地域は、家屋倒壊等の危険性が高くなります。

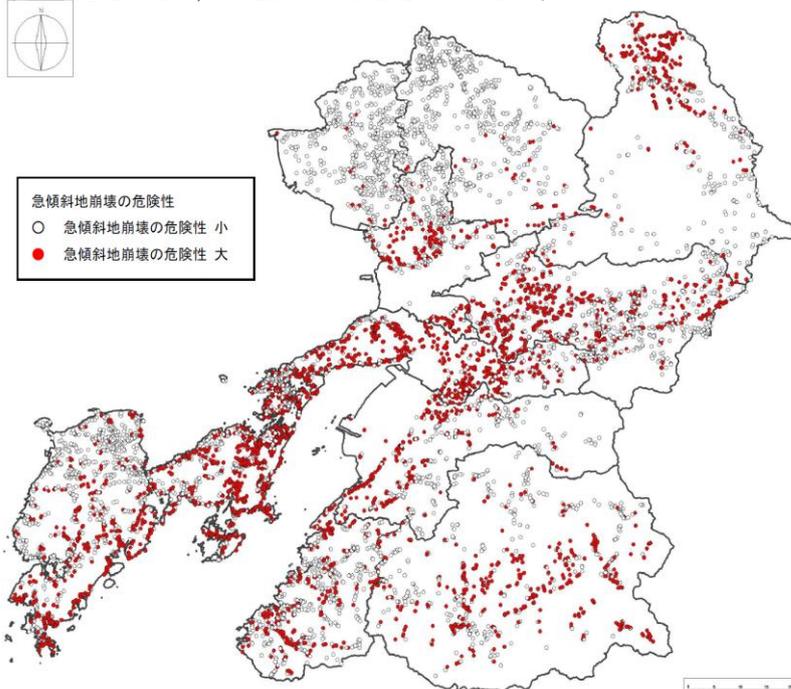
【急傾斜地崩壊分布図】

本調査では、県が急傾斜地崩壊危険箇所として指定している 9,463 箇所のうち、仮に崩壊した際に人家への影響が懸念される 8,834 箇所が対象とされています。



急傾斜地崩壊の危険性

- 急傾斜地崩壊の危険性 小
- 急傾斜地崩壊の危険性 大



※ 本急傾斜地崩壊分布図は、検討対象地震毎に得られた地震動の結果を1枚に総括したもので、赤丸の箇所については、急傾斜地崩壊の可能性のある斜面を示します。

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

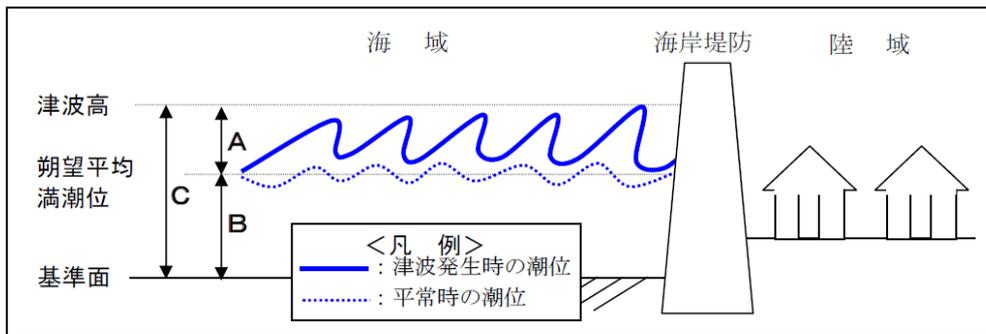
■ 津波解析

熊本県内の沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、下記の3つの地震を対象とし、「津波高」及び「津波波高」、「津波浸水域」の検討が行われています。

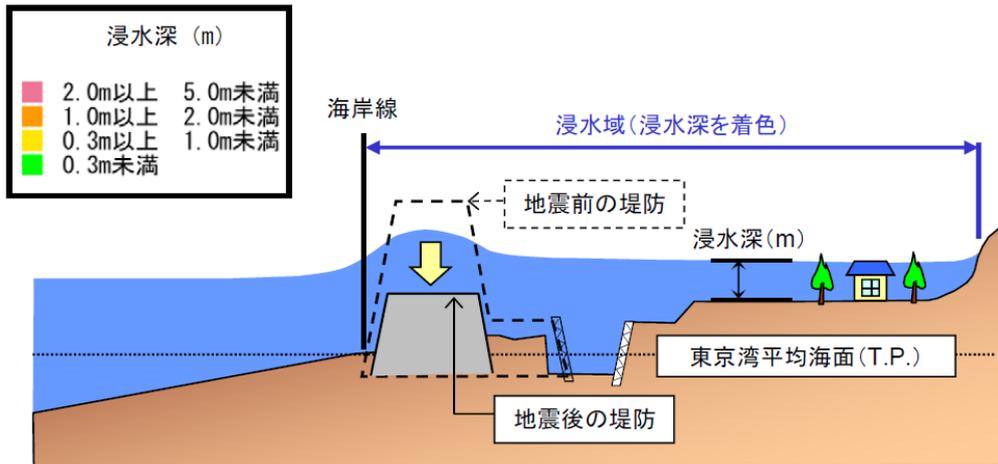
- ① 布田川・日奈久断層帯(M7.9): 中部と南西部が同時に活動する場合を選定
- ② 雲仙断層群(M7.1): 南西部北部と南西部南部が同時に活動する場合を選定
- ③ 南海トラフ(M9.0): ケース 4、5、11 を選定

【用語の解説】

- ・津波高：基準面から波の最頂部までの(標高)高さ(下記図C)
- ・津波波高：海岸毎の朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ(下記図A)



- ・浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- ・浸水深：①陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ②津波浸水想定のための活用を念頭に、下記のような凡例で表示



(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

①熊本市内の最大津波高・津波波高

(津波高: TPm) = (朔望平均満潮位: TPm) + (津波波高: m) (注3)

市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部・南西部) の運動型	雲仙断層群 (南東部)	雲仙断層群 (南西部北部) (南西部南部) の運動型	南海トラフ (最大値)	最大値	朔望平均満潮位 (TPm) (注5)	<参考> 中央防災会議 による 南海トラフ での津波波 高(TPm) (注6)
荒尾市 ①	津波高	3.1	3.1	3.1	3.1	2.6	—
	(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
長洲町 ②	津波高	3.6	3.6	3.6	3.6	2.6	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
玉名市 ③	津波高	3.6	3.6	3.6	3.6	2.6	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
熊本市 ④	津波高	3.4	3.4	3.4	3.4	2.4	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
宇土市 ⑤	津波高	2.9	3.4	3.4	3.4	2.4	—
	(津波波高)	(0.5)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
宇城市 (注2) (1) (有明海側) ⑥	津波高	2.9	2.9	2.9	2.9	2.4	—
	(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
(2) (八代海側) ⑦	津波高	3.0	3.5	3.5	3.5	2.0	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
上天草市 (注2) (1) (有明海側) ⑧	津波高	3.1	3.1	3.1	3.1	2.1	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
(2) (八代海側) ⑨	津波高	3.1	3.6	3.6	3.6	2.1	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
天草市 (注2) (1) (上島 有明海側) ⑩	津波高	3.4	3.4	3.4	3.4	1.9	—
	(津波波高)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
(2) (下島 有明海側) ⑪	津波高	2.1	2.1	2.6	3.1	1.6	—
	(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(1.0)	(1.5)		
(3) (下島 西海岸側) ⑫	津波高	2.6	2.6	2.6	3.6	1.6	4
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(2.0)		
(4) (下島 八代海側) ⑬	津波高	2.8	2.8	2.8	3.8	1.8	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(2.0)		
(5) (上島 八代海側) ⑭	津波高	2.8	2.8	2.8	3.3	1.8	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.5)		
苓北町 ⑮	津波高	2.1	2.1	3.1	3.1	1.6	3
	(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(1.5)	(1.5)		
氷川町 ⑯	津波高	2.5	2.5	2.5	2.5	2.0	—
	(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
八代市 ⑰	津波高	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
芦北町 ⑱	津波高	2.8	2.8	2.8	2.8	1.8	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
津奈木町 ⑲	津波高	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
水俣市 ⑳	津波高	2.5	2.0	2.0	2.5	1.5	—
	(津波波高)	(1.0)	(0.5)	(0.5)	(1.0)		

(注1) 市町村名欄にある丸数字は、次頁の「最大津波高・津波波高分布図」にある箇所を表している。

(注2) 宇城市、上天草市、天草市については、複数の海域に面するため、沿岸を複数に区分して最大値を抽出。

(注3) 津波波高は、0.5m単位で切り上げている。

(注4) 着色部は、各市町で最大となる津波高及び津波波高を示す。

(注5) 「朔望平均満潮位」とは、朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

(注6) 中央防災会議による南海トラフでの津波波高は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(H24.8.29)で報告された推計値。
なお、本県関係分としては、天草市の一部と苓北町のみ津波波高の推計が報告されており、津波波高は1m単位となっている。

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

②熊本県内市町村別の浸水域の面積

市町村名	浸水域 (ha)	<参考> 中央防災会議 による 南海トラフでの 浸水域 (ha) (注3)
荒尾市	20	未算出
長洲町	110	未算出
玉名市	2,900	未算出
熊本市	2,300	未算出
宇土市	680	未算出
宇城市	1,800	未算出
上天草市	240	未算出
天草市	520	290
苓北町	20	20
氷川町	1,100	未算出
八代市	6,500	未算出
芦北町	60	未算出
津奈木町	—	未算出
水俣市	—	未算出
県 計	16,200	310

— : 5ha未満の市町

(注1: 算出方法)

浸水域は10mメッシュで算出した数値である。

(注2: 浸水面積)

市町村別の集計に際しては、1千ha未満のものは一の位、1千ha以上のものは十の位を四捨五入している。

また県計は、全体面積を集計し、十の位を四捨五入している。

(注3: 参考)

中央防災会議による南海トラフでの浸水域は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(H24. 8. 29)で報告された推計値。本県関係分としては、天草市の一部と苓北町のみ報告された。

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

■ 被害想定

県地域防災計画の地震・津波被害想定調査においては、下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施しています。

ここでは、建物被害及び人的被害の想定結果を次頁に示します。

【被害想定項目】

項目	調査対象区分		
	地震	津波	
1. 建物被害	1. 1. 液状化	●	
	1. 2. 揺れ	●	
	1. 3. 急傾斜地崩壊	●	
	1. 4. 津波		○
	1. 5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2. 1. 揺れ	●	
	2. 2. 急傾斜地崩壊	●	
	2. 3. 津波		○
	2. 4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3. 1. 上水道	●	○
	3. 2. 下水道	●	○
	3. 3. 電力施設	●	○
	3. 4. 電話・通信施設	●	○
	3. 5. ガス（都市ガス）	●	○
	3. 6. ガス（LPガス）	●	
	3. 7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4. 1. 道路（高速道路、一般道路）	●	○
	4. 2. 鉄道	●	○
	4. 3. 空港（※定性的評価）	●	
	4. 4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5. 1. 避難生活者	●	○
	5. 2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6. 1. 災害廃棄物（瓦礫）の発生	●	○
7. その他の被害	7. 1. 災害時要援護者の被災	●	○
	7. 2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7. 3. 避難施設被害	●	○

【想定するシーン】

<シーン1：時間帯について>

建物被害及び人的被害のうち地震火災は、時間帯の影響を受けることから、次の2パターンで被害が推計されています。

●冬の夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、また津波からの避難が遅れる可能性がある。

●冬の夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

<シーン2：地震火災について(風速設定)>

さらに、地震火災の被害は、風速の影響を受けることから、通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定*。

※ 風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

（この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。）

①建築物被害の想定結果(再掲)

地震火災の被害が大きくなる「強風時(風速11m/秒)」における、「午前5時」と「午後6時」の2パターンの時間帯での被害想定結果を示します。

■冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
全壊数 (棟)	合計	28,000	410	5,400	560	11,500	18,900
	液状化	3,600	230	780	480	1,100	3,300
	揺れ	11,700	160	4,300	50	10	20
	急傾斜地崩壊	250	10	20	10	-	30
	津波	12,400	対象外(注2)	対象外	対象外	10,300	15,500
	地震火災	120	10	270	10	-	50
半壊数 (棟)	合計	82,300	1,400	11,400	1,200	40,900	55,900
	液状化	5,300	350	1,200	720	1,700	5,000
	揺れ	37,500	1,000	10,200	430	470	3,200
	急傾斜地崩壊	540	30	30	10	-	70
	津波	39,000	対象外(注2)	対象外	対象外	38,700	47,600

■冬の夕方(午後6時)、風速11m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
全壊数 (棟)	合計	28,000	410	5,400	560	11,500	18,900
	液状化	3,600	230	780	480	1,100	3,300
	揺れ	11,700	160	4,300	50	10	20
	急傾斜地崩壊	250	10	20	10	-	30
	津波	12,400	対象外(注2)	対象外	対象外	10,300	15,500
	地震火災	200	10	310	10	-	50
半壊数 (棟)	合計	82,300	1,400	11,400	1,200	40,900	55,900
	液状化	5,300	350	1,200	720	1,700	5,000
	揺れ	37,500	1,000	10,200	430	470	3,200
	急傾斜地崩壊	540	30	30	10	-	70
	津波	39,000	対象外(注2)	対象外	対象外	38,700	47,600

一：わずか

注1：布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型では4ケース中、全壊家屋が最大となるケース3、別府・万年山断層帯では2ケース中、ケース2を記載している。

注2：別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層帯、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

注3：数値が1000未満のものは一の位、1000以上は十の位を四捨五入している。また、数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

②人的被害の想定結果

地震火災の被害が大きくなる「強風時（風速 11m/秒）」における、「午前 5 時」と「午後 6 時」の 2 パターンの時間帯での被害想定結果を示します。

■冬の夜（午前 5 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
死者数 (人)	合計	960	10	300	-	110	120
	揺れ	730	10	280	-	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	140	対象外(注2)	対象外	対象外	110	120
	地震火災	70	-	20	-	-	-
重傷者数 (人)	合計	4,700	60	750	10	1,300	1,800
	揺れ	3,200	60	740	10	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	1,500	対象外(注2)	対象外	対象外	1,300	1,800
	地震火災	10	-	-	-	-	-
負傷者数 (人)	合計	22,700	380	2,900	70	3,500	5,700
	揺れ	19,200	380	2,900	70	240	1,300
	急傾斜地崩壊	30	-	-	-	-	-
	津波	3,500	対象外(注2)	対象外	対象外	3,200	4,400
	地震火災	20	-	10	-	-	-

■冬の夕方（午後 6 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
死者数 (人)	合計	890	10	290	-	70	80
	揺れ	740	10	280	-	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	80	対象外(注2)	対象外	対象外	70	70
	地震火災	50	-	10	-	-	-
重傷者数 (人)	合計	3,100	40	500	-	850	1,100
	揺れ	2,200	40	500	-	-	-
	急傾斜地崩壊	10	-	-	-	-	-
	津波	920	対象外(注2)	対象外	対象外	850	1,100
	地震火災	10	-	-	-	-	-
負傷者数 (人)	合計	15,800	260	2,100	50	2,200	3,700
	揺れ	13,500	260	2,100	50	150	900
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	2,200	対象外(注2)	対象外	対象外	2,000	2,800
	地震火災	20	-	10	-	-	-

一：わずか

注 1：布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型では 4 ケース中、全壊家屋が最大となるケース 3、別府・万年山断層帯では 2 ケース中、ケース 2 を記載している。

注 2：別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層帯、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

注 3：数値が 1000 未満のものは一の位、1000 以上は十の位を四捨五入している。また、数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

2 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化の状況

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況（平成27年度末 用途別）

法 分類	用途	特定建築物数 (規模・用途の用件)			S57以降建築物数			S56以前建築物数			うち耐震診断実施数			うち耐震改修不要数			うち耐震改修実施済数			耐震性有 計数 (推計数) H =B+G	耐震化率 I =H/A
		A			B			C			D			E			F				
		計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共		
ア	災害応急対策 全般の企画立 案、調整等を行 う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警 察署、保健所、税務署その他これら に類する公益上必要な建築物	106	0	0	6	55	2	51	4	45	2	5	0	31	0	41	96	91%		
		住民の避難場 所等として使 用される施設	1,844	476	34	37	1,014	19	830	18	692	3	244	1	431	2	727	1,741	94%		
イ	災害時の 拠点となる 建築物	小・中学校若しくは特別支援学校等 体育館 幼稚園、保育所等 上記以外の学校	441	421	49	50	298	30	143	20	22	1	4	0	9	0	73	371	84%		
		病院、診療所	20	1	14	0	14	0	6	1	5	1	0	0	1	0	0	0	0		
エ	災害時要保護 者を保護、入 所している施 設	老人ホーム、老人短期入所施設、児 童厚生施設、身体障害者福祉ホーム 等	383	338	3	3	342	3	41	0	14	0	8	0	3	0	26	368	96%		
		車両の停車場又は船舶、航空機の乗 着場を構成する建築物で旅客の乗降 又は待合の用に供するもの	45	2	0	0	29	0	16	0	13	0	7	0	3	0	0	0	0		
オ	交通の拠点と なる施設	計	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	100%		
		民間	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
カ	百貨店、マー ケットその他物 品販売業を営む 店舗	計	276	276	44	189	27	87	17	6	3	0	0	0	4	2	43	232	84%		
		民間	276	276	44	189	27	87	17	6	3	0	0	0	4	2	43	232	84%		
キ	ホテル、旅館	計	279	274	33	179	22	100	11	6	1	0	0	0	1	0	35	214	77%		
		民間	274	274	33	175	22	99	11	5	1	0	0	0	1	0	35	214	77%		
ク	集会場、公会 堂、斎場、式場	計	74	24	0	3	46	2	28	1	14	1	7	0	6	1	22	68	92%		
		民間	24	24	0	18	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ケ	劇場、観覧場 、映画館、演 芸場	計	50	50	3	28	2	22	1	14	1	7	0	6	1	0	1	6	100%		
		民間	6	6	0	5	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0		
コ	博物館、美術 館、図書館	計	15	1	0	0	6	0	9	0	9	0	4	0	2	0	6	12	80%		
		民間	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
カ	展示場	計	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100%		
		民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
シ	飲食店、キャ バレー、料理店 、ナイトクラブ 等	計	89	89	8	48	3	41	5	2	0	1	1	0	1	0	20	68	76%		
		民間	89	89	8	48	3	41	5	2	0	1	1	0	1	0	20	68	76%		
ス	理髪店、質屋 、貸衣装屋、銀 行等	計	35	35	7	18	3	17	4	2	2	0	0	0	1	1	8	26	74%		
		民間	35	35	7	18	3	17	4	2	2	0	0	0	1	1	8	26	74%		
セ	遊技場	計	39	35	12	30	11	9	1	5	1	3	0	0	0	0	5	35	90%		
		民間	35	35	12	30	11	5	1	1	1	0	0	0	0	0	5	35	90%		
ソ	ポーリング場 、スケート場 、水泳場等	計	12	3	9	0	8	0	4	1	3	0	2	0	0	0	2	10	83%		
		民間	3	3	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
タ	公衆浴場	計	9	10	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	90%		
		民間	8	8	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
チ	自動車庫又は 自転車庫又は 自走車の停車又 は駐車のための 施設	計	46	40	8	38	8	2	0	1	3	1	3	1	0	0	3	45	98%		
		民間	40	40	8	38	8	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
ツ	事務所、研修 施設、研究施設	計	521	481	146	342	90	179	56	28	8	13	1	11	5	99	441	85%			
		民間	481	481	146	316	90	165	56	16	8	5	1	9	5	5	99	441	85%		
テ	工場、作業場 、処理場	計	228	207	9	181	4	47	5	6	1	0	0	4	0	24	205	90%			
		民間	207	207	9	166	4	41	5	2	1	0	0	0	0	0	24	205	90%		
ト	共同住宅、下 宿、寄宿舍など	計	2,707	1,817	135	1,521	102	296	33	8	0	7	0	0	0	656	2,634	97%			
		民間	1,817	1,817	135	1,521	102	296	33	8	0	7	0	0	0	656	2,634	97%			
ナ	危険物の貯蔵 場又は処理場の 用途に供する建 築物	計	890	7,115	508	4,792	330	2,323	178	1,299	26	729	4	506	11	1,793	6,585	93%			
		民間	4,529	4,529	489	3,447	319	1,082	170	103	19	39	3	38	10	1,793	6,585	93%			
ニ	緊急輸送道路沿 道建築物	計	2,586	339	0	203	0	136	0	2	0	2	0	0	0	61	264	78%			
		民間	339	339	0	203	0	136	0	2	0	2	0	0	0	61	264	78%			
ノ	緊急輸送道路沿 道建築物	計	1,126	1,123	1,123	576	576	547	547	6	6	3	3	3	3	276	855	76%			
		民間	1,123	1,123	1,123	576	576	547	547	6	6	3	3	3	3	276	855	76%			
ハ	合計	計	8,580	5,989	1,612	4,224	895	1,765	717	111	25	44	6	41	13	2,130	7,704	90%			
		民間	5,989	5,989	1,612	4,224	895	1,765	717	111	25	44	6	41	13	2,130	7,704	90%			

※1 本表において「特定建築物」とは、法第14条各号に掲げる建築物で、既存耐震不適格建築物以外を含みます。

※2 耐震性有（推計数）Gは、S56以前建築で耐震診断未実施のものについて「国の推計方法」に基づき概数を推計した値を含みます。

3 緊急輸送道路について

■ 緊急輸送道路等の指定

県促進計画において法第5条第3項第3号の規定に基づく道路として指定している緊急輸送道路を以下の表に示します。また、市町村は、必要に応じて、市町村が定める建築物耐震改修促進計画において、法第6条第3項の規定に基づく道路として避難路等を設定するものとします。

また、緊急輸送道路ネットワーク路線が見直された場合は、本計画で指定する道路について検討を行い、別途知事が定めることとします。

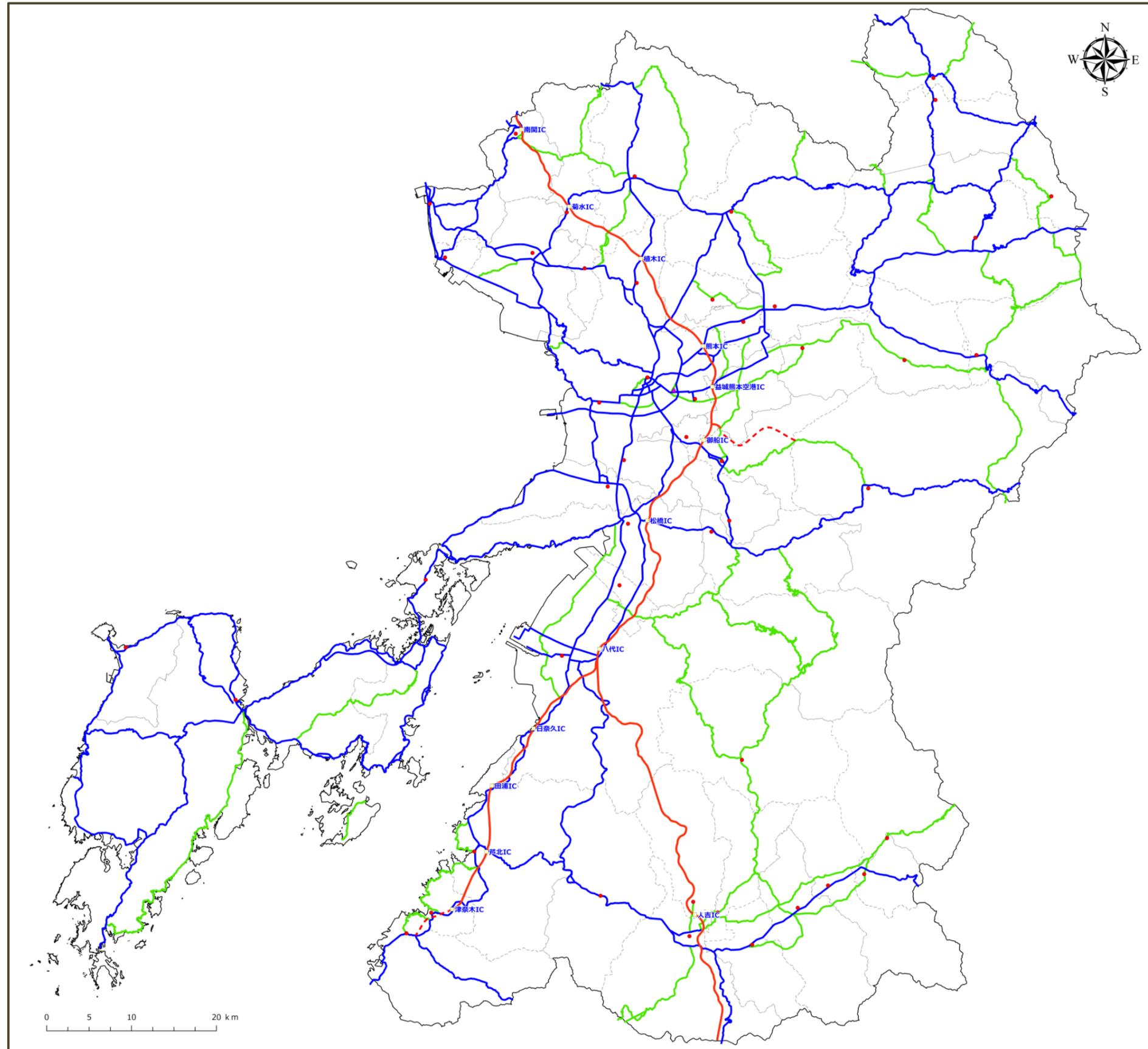
【緊急輸送道路ネットワーク路線一覧表】

区分	道路種別	道路名	延長 (km)	区分	道路種別	道路名	延長 (km)
第一次	高規格幹線道路	九州縦貫自動車道鹿児島線	134.7	第二次	一般県道	県道336号 八代港線	6.5
	高規格幹線道路	南九州西回り自動車道 (八代JCT~日奈久IC)	12.0		一般県道	県道339号 北外輪山大津線	13.0
	高規格幹線道路	" (日奈久IC~芦北IC)	16.8		臨港道路	臨港道路東西幹線	0.6
	高規格幹線道路	" (芦北IC~水俣IC) 未供用	13.3		臨港道路	臨港道路大島線	1.3
	高規格幹線道路	九州横断自動車道延岡線 (嘉島JCT~益城料金所)	0.9		臨港道路	臨港道路外港南北線	1.0
	高規格幹線道路	" (益城料金所~小池高山IC)	0.9		臨港道路	臨港道路1号線	1.6
	高規格幹線道路	" (小池高山IC~北中島IC仮称) 未供用	10.8		市道	1級市道 水前寺公園水前寺6丁目第1号線	0.9
	国道 (指)	国道3号	140.6		市道	1級市道 紺屋今町花畑町第1号線	0.6
	国道 (指)	国道3号線(熊本北IC付)	7.6		市道	1級市道 二本木2丁目新大江1丁目第1号線	3.7
	国道 (指)	国道3号線(熊本南IC付)	2.2		市道	1級市道 本荘5丁目第1号線	7.2
	国道 (指)	国道57号	95.7		市道	2級市道 秋津新町新外3丁目第1号線	1.1
	国道 (指)	国道208号	31.7		市道	その他の市道 小山町平山町第1号線	1.2
	国道 (指)	国道208号線(玉名IC付)	8.2		町道	町道 曲手小山線	2.8
	国道	国道324号幹線	3.3		一次合計		1399.8
	国道	国道324号新道	10.0		国道	国道212号	12.1
	国道	国道212号	22.4		国道	国道265号	44.6
	国道	国道218号	56.4		国道	国道267号	14.5
	国道	国道219号	88.6		国道	国道387号	26.0
	国道	国道221号	13.9		国道	国道388号	18.2
	国道	国道266号	156.4		国道	国道443号	51.2
	国道	国道268号	15.4		国道	国道445号	99.4
	国道	国道324号	60.2		主要地方道	県道6号 玉名立花線	10.5
	国道	国道325号	56.3		主要地方道	県道9号 日田鹿本線	6.8
	国道	国道387号	28.8		主要地方道	県道12号 天瀬阿蘇線	4.6
	国道	国道389号	45.1		主要地方道	県道18号 菊池鹿北線	15.0
	国道	国道442号	16.2		主要地方道	県道23号 菊池赤水線	11.4
	国道	国道443号	18.6		主要地方道	県道25号 宮原五木線	30.1
	国道	国道445号	10.1		主要地方道	県道26号 本渡牛深線	47.8
	国道	国道501号	40.1		主要地方道	県道28号 熊本高森線	46.9
	主要地方道	県道1号 熊本玉名線	27.8		主要地方道	県道30号 大津植木線	10.3
	主要地方道	県道5号 大牟田南関線	3.1		主要地方道	県道33号 人吉水上線	24.7
	主要地方道	県道10号 南関大牟田北線	1.7		主要地方道	県道34号 松島馬場線	23.0
	主要地方道	県道11号 別府一の宮線	22.6		主要地方道	県道40号 南小国波野線	13.4
	主要地方道	県道12号 天瀬阿蘇線	7.4		主要地方道	県道41号 高森波野線	8.1
主要地方道	県道14号 八代鏡宇土線	22.9	主要地方道	県道42号 八代鏡線	2.9		
主要地方道	県道16号 玉名山鹿線	13.6	主要地方道	県道43号 錦湯前線	12.2		
主要地方道	県道22号 熊本停車場線	1.2	主要地方道	県道48号 多良木相良線	14.9		
主要地方道	県道23号 菊池赤水線	4.6	主要地方道	県道49号 熊本大津線	3.5		
主要地方道	県道24号 本渡下田線	13.5	主要地方道	県道52号 小川泉線	33.8		
主要地方道	県道27号 芦北球磨線	13.7	主要地方道	県道54号 人吉夕ヶ線	1.5		
主要地方道	県道28号 熊本高森線	9.9	主要地方道	県道55号 山鹿植木線	12.7		
主要地方道	県道29号 荒尾南関線	6.3	主要地方道	県道56号 水俣田浦線	31.6		
主要地方道	県道36号 熊本益城大津線	16.0	一般県道	県道112号 長洲玉名線	5.1		
主要地方道	県道44号 本渡苓北線	3.8	一般県道	県道135号 高森竹田線	9.8		
主要地方道	県道45号 阿蘇公園菊池線	22.4	一般県道	県道138号 辛川鹿本線	1.6		
主要地方道	県道46号 荒尾長洲線	9.6	一般県道	県道162号 相良人吉線	2.3		
主要地方道	県道47号 本渡五和線	10.7	一般県道	県道169号 大野下停車場線	0.8		
主要地方道	県道51号 熊本港線	8.7	一般県道	県道206号 堂園小森線	4.4		
一般県道	県道103号 熊本空港線	4.8	一般県道	県道228号 戸島熊本線	1.4		
一般県道	県道126号 大牟田荒尾線	3.3	一般県道	県道235号 益城菊陽線	3.1		
一般県道	県道232号 小池竜田線	0.9	一般県道	県道260号 皆越免田線	3.0		
一般県道	県道250号 八代港大手町線	3.2	一般県道	県道333号 龍ヶ岳御所浦線	6.5		
一般県道	県道251号 郡築橋手線	1.6	一般県道	県道338号 八代不知火線	24.4		
一般県道	県道280号 新合高浜港線	0.7	市道	1級市道 野中3丁目目田5丁目第1号線	4.4		
一般県道	県道308号 本渡港線	0.8	市道	2級市道 鹿瀬瀬町小山7丁目第1号線	2.3		
一般県道	県道314号 平山荒尾線	5.4	二次合計		700.6		
一般県道	県道334号 大牟田空港線	0.9	合計		2100.5		

※第一次：地域相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線（災害対策本部や地方生活圏の中心都市等を接続する）

※第二次：飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない



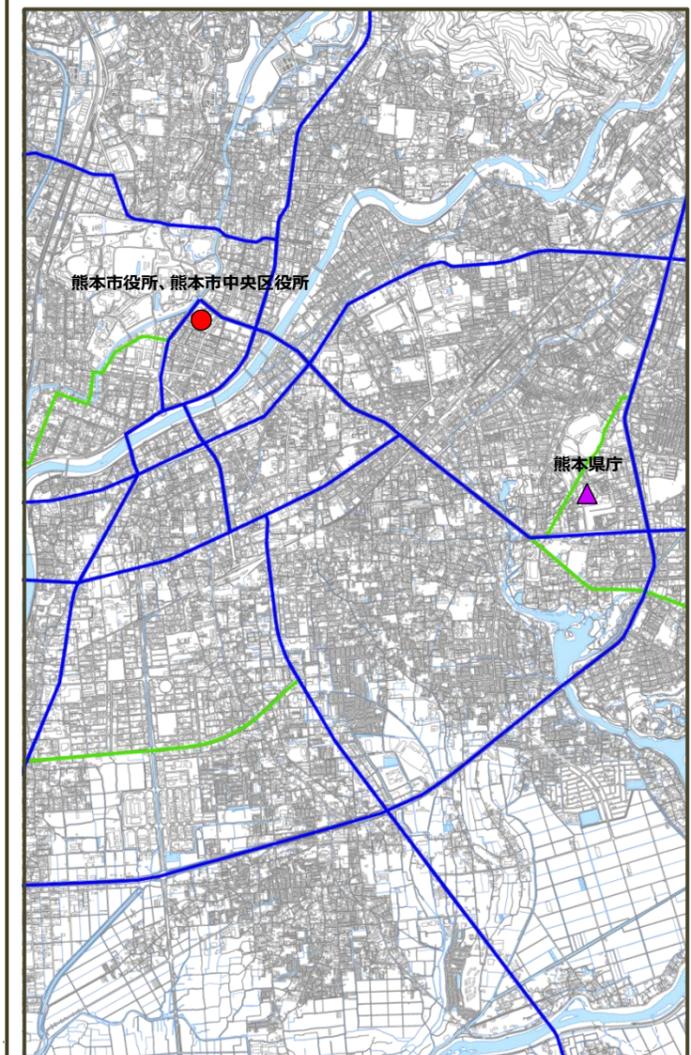
凡例

- ▲ 県庁
- 市区町村役場

緊急輸送道路

平成26年度改定版

- 第一次緊急輸送道路
- - - 第一次緊急輸送道路（未供用）
- 高規格幹線道路（第一次）
- - - 高規格幹線道路（第一次 未供用）
- 第二次緊急輸送道路



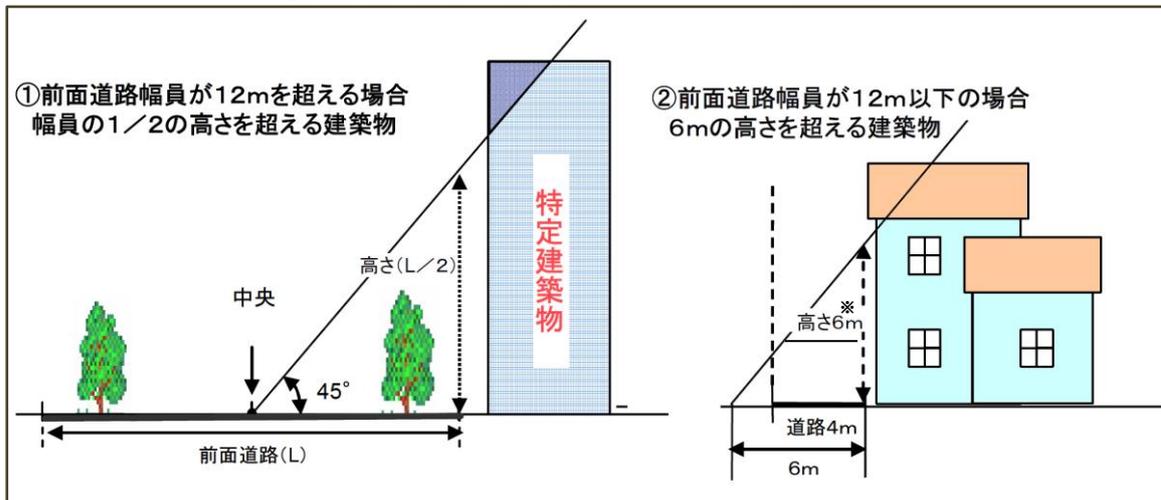
【熊本市中心部】

※背景は縮尺レベル 25000 基盤地図情報を使用

■ 緊急輸送道路沿道の対象特定既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、耐震改修促進法第14条第3号により政令で定める建築物に規定される規模要件は下図に示すとおりです。

【多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物】



※ 前面道路の境界から建築物が後退している場合は、6mに後退距離を加えた高さとする。

4 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) (抜粋)

最終改正：平成26年6月4日法律第54号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難

を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を

定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第 4 章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第 17 条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第 1 項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第 4 号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第 1 項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第 3 条第 2 項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第 2 条第 14 号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第 15 号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（2 以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物

の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第18条 計画の認定を受けた者（第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第19条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項 に規定する共用部分の変更に該当す

る場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第26条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第27条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第8章 耐震改修支援センター（略）

第9章 罰則（略）

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第2条 (略)

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。
 - 4 前項において準用する第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。
 - 5 第 3 項において準用する第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。
 - 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下略)

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号) (抜粋)

最終改正：平成28年2月17日政令第43号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 (略)

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第5条第3項第1号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する1般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項 に規定する 1 般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 8 項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第 3 条 法第 5 条第 3 項第 1 号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第 137 条の 14 第 1 号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が 2 以上ある建築物にあっては、当該 2 以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項 の規定による認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第 137 条の 2 第 3 号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イ に適合するもの
- 三 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 1 項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第 4 条 法第 5 条第 3 項第 2 号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が 12 メートル以下のときは 6 メートルを超える範囲において、当該幅員が 12 メートルを超えるときは 6 メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12 メートル以下の場合 6 メートル
- 二 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第 5 条 所管行政庁は、法第 13 条第 1 項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要

安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計1,000平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル
 - 四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル
- 3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号

の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2** 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2,000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3** 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、

同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第2号に掲げる建築物

2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計2,000平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計1,500平方メートル
- 四 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートル

3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第10条 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、法第22条第2項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第11条 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第12条 法第29条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第1条 （略）

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要

件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。
 - イ 第8条第1項第1号から第7号まで又は第9号から第16号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数3及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ハ 第8条第1項第8号又は第18号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数2及び床面積の合計5,000平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500平方メートル
 - ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル
 - ヘ 第8条第1項第19号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル
- 三 第3条に規定する建築物であること。

- 2 前項第2号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる要件のほか、同項第2号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

- 第3条** 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

(以下略)

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)

平成18年1月25日

国土交通省告示第184号

最終改正 平成28年3月25日 国土交通省告示第529号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議決定)において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月閣議決定)においては、10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求め

られるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改

修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は

約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やか

に改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定め

ることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされ

たところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳

細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則 （略）

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（略）

5 熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会

■ 開催経過

学識経験者、建築関係団体等の代表で構成する「熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会」の開催経過は、以下のとおりです。

【第1回策定検討委員会】

平成 28 年 10 月 20 日開催

議 題

- 1 熊本地震における被害状況
- 2 耐震化の現状、課題と目標等について
- 3 熊本県建築物耐震改修促進計画 目次（案）
- 4 策定スケジュール（案）について

【第2回策定検討委員会】

平成 28 年 11 月 22 日開催

議 題

- 1 都道府県耐震改修促進計画で定める事項について
- 2 熊本県建築物耐震改修促進計画（素案）について

■ 委員会委員名簿

【委員】(敬称略)

氏名	所属	備考
北原 昭男	公立大学法人熊本県立大学環境共生学部教授	委員長
松田 泰治	国立大学法人熊本大学大学院自然科学研究科教授	
福島 正継	一般社団法人熊本県建築士事務所協会会長	
持田 美沙子	公益社団法人熊本県建築士会女性部会長	
岩内 明子	株式会社アバンス専務取締役	

事務局：熊本県土木部建築住宅局建築課

発 行 者：熊本県
所 属：建築課
発行年度：平成 28 年度